

令和5年度 知財支援専門員 公募案内

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構（以下「機構」という。）では、知的財産に関する専門的知識や経験を有し、中小企業者等を支援する「知財支援専門員」を公募します。

1 募集人員

知財支援専門員 2名程度

2 応募資格

次の(1)から(4)の条件を全て満たす者とします。

- (1) 企業や支援機関等において3年程度知的財産に関する実務に従事した経験を有する者、又は知的財産管理技能士2級以上若しくは弁理士試験の合格者である者
- (2) 別紙に記載の業務内容等に対応できる者
- (3) 普通自動車免許を有し、自ら運転できること。
- (4) パソコン・インターネットを活用した業務の処理能力を有すること。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・成年被後見人及び被保佐人
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの個人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 募集期間 4月11日（火）～5月8日（月）

※ 応募状況により打ち切り、若しくは延長する場合あり

4 雇用期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日（再雇用の場合もあり）

5 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩時間 正午～午後1時）

6 勤務日数 週4日程度～で調整します

7 社会保険等 労災保険、雇用保険、社会保険等について勤務日数に応じ対応します

8 給与 1日当たり 19,000円（源泉税を含む）

9 通勤手当 当機構規程により支給

10 勤務場所 INPIT 茨城県知財総合支援窓口（当機構内）

茨城県水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館

11 選考方法 書類審査・面接

12 提出書類 履歴書・職務経歴書

13 お問合せ及び提出先

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階

公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構 経営基盤支援課 川崎、松賀

TEL : 029-224-5339 E-mail:chiteki@iis-net.or.jp

(別紙)

知財支援専門員の業務内容及び応募要件

1 業務内容

中小企業等に対し次に掲げる支援業務を行う

- (1) 知的財産に関する相談業務
- (2) 知的財産に関する課題解決のためのワンストップサービスの提供
- (3) 知的財産権制度の概要説明
- (4) 特許出願などの手続に関するアドバイス等の支援（電子出願支援を含む。）
- (5) 特許情報プラットホーム（J-PlatPat）の検索に関するアドバイス等の支援
- (6) 知的財産に関する各種支援施策等の紹介・説明
- (7) 知的財産支援に関する支援機関との連携業務
- (8) 知的財産を有効に活用するための中小企業等への周知業務
- (9) その他、機構が行う各種事業を円滑に遂行するために必要な業務

2 応募要件

次に掲げる経験や能力を有する者

- (1) 本事業の目的等について理解していると判断される者
- (2) 中小企業等への支援による地域の活性化等についての意欲を有していると判断される者
- (3) 中小企業等が抱えている課題を的確に把握・整理する能力を有していると判断される者
- (4) 相談者からの相談内容に意欲を持って対応し、相談内容を正確に把握・分析し、解決策を提示することができる知見及び資質を有していると判断される者
- (5) 課題等を解決に導くために、中小企業等の企業経営を理解し、中小企業等の経営者と適切にコミュニケーションを取りつつ、信頼関係等を構築することができる資質を有すると判断される者
- (6) 知的財産に関する制度全般や中小企業向け支援施策への知識や、特許等の産業財産権の電子出願を含む出願等手続に関する知見を有するなど、常に知的財産制度の最新情報を把握する意識を有すると判断される者
- (7) 中小企業等との相談内容を支援内容報告シート等に適切にまとめて記載できる能力を有すると判断される者
- (8) 秘密を保持すべき情報（未公開の技術情報、新規事業プランなど）を的確に把握し、秘密保持を確実に実施できる能力を有すると判断される者
- (9) 法令で規定された弁護士、弁理士などの専権業務に抵触しないように留意しつつ、中小企業へのアドバイス等の支援を実施できる能力を有すると判断される者